９－４　応急金融の大要

（令和７年度）

融資の名称	内容・資格・条件等

生活福祉資金

資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	（単身世帯） 月額150,000円以内 （複数世帯） 月額200,000円以内	最終貸付日から６ヵ月以内	10年以内	無利子（連帯保証人を立てない場合：年1.5%）
	住宅入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	６ヵ月以内（生活支援費と併せて貸付けの場合は、生活支援費の最終貸付日から６ヵ月以内）		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内			
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的使途は別表参照）	5,800,000円以内（ただし、使途目的に応じ別表を参照）	６ヵ月以内	20年以内（ただし、使途目的に応じ別表を参照）	無利子（連帯保証人を立てない場合：年1.5%）
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付する費用	100,000円以内	２ヵ月以内	12ヵ月以内	無利子
教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後６ヵ月以内	20年以内（貸付額により期間の目安あり）	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	（高等学校） 月額35,000円以内 （高等専門学校） 月額60,000円以内 （短期大学） 月額60,000円以内 （大学） 月額65,000円以内			
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	（土地評価額の７割） 月額300,000円以内	契約終了後３ヵ月以内	据置期間終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付け	（土地と建物の評価額の７割） 月額生活扶助額の1.5倍以内	契約終了後３ヵ月以内	据置期間終了時	

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を　貸付けの日から２年以内とすることができる。

融資の名称	内容・資格・条件等

生活福祉資金

〈福祉資金福祉費別表〉

使途目的	呼　称	貸付限額目安	償還期間
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月程度 1,300,000円 ・1年程度 2,200,000円 ・2年程度 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内

融資の名称	内容・資格・条件等

母子父子寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	3,580,000 団体　5,370,000		1年	7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,790,000 団体　1,790,000		6か月	7年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修学校（専門課程） 大学、大学院 専修学校（一般課程）	高等学校、専修学校（高等課程） 公立（自宅）　27,000 （自宅外）　34,500 私立（自宅）　45,000 （自宅外）　52,500 高等専門学校（1,2,3年） 公立（自宅）　31,500 （自宅外）　33,750 私立（自宅）　48,000 （自宅外）　52,500 高等専門学校（4,5年） 公立（自宅）　67,500 （自宅外）　76,500 私立（自宅）　98,500 （自宅外）115,000 短大 公立（自宅）　67,500 （自宅外）　96,500 私立（自宅）　93,500 （自宅外）131,000 専修学校（専門課程） 公立（自宅）　67,500 （自宅外）　78,000 私立（自宅）　89,000 （自宅外）126,500 大学 公立（自宅）　71,000 （自宅外）108,500 私立（自宅）108,500 （自宅外）146,000 大学院 修士課程　132,000 博士課程　183,000 専修学校（一般課程） 54,000	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内専修学校(一般課程は5年以内	無利子 ※親に貸付ける場合児童を連帯借主とする（連帯保証人は不要）。 児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。

融資の名称	内容・資格・条件等

母子父子寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例 訪問介護員、ワープロ、パソコン、栄養士等）	（一般）月額 68,000 （特別）一括816,000 （12月分相当） 運転免許 460,000	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後１年	20年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	（一般）月額 68,000 運転免許 460,000 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当額を加算	知識技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後１年	20年以内	無利子 ※修学資金と同様
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	（一般） 110,000 （特別） 340,000		１年	６年以内	親に係る貸付の場合 保証人有：無利子 保証人無：年1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く） 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が１年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	【医療】 340,000 （特別（非課税）） 480,000 【介護】 500,000		医療介護を受ける期間満了から６か月	５年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等

母子父子寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間の生活資金	月額　141,000	知識技能を習得する期間中５年以内	知識技能習得後６か月	20年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
		医療若しくは介護を受けている間の生活資金	月額　114,000	医療又は介護を受けている期間中１年以内	医療若しくは介護終了後６か月	５年以内	
		母子家庭又は父子家庭になって間もない（７年未満）者の生活を安定・維持する間に必要な生活資金	月額　114,000 一括　1,368,000	273.6万円を限度	貸付期間満了後６か月	８年以内	
		失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活資金	月額　114,000	離職した日の翌日から１年以内		５年以内	
	母子家庭の母 父子家庭の父	児童扶養手当受給相当まで収入が減少した者の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金（児童扶養手当を受給している者は除く）	児童扶養手当支給額	原則３か月以内（道が適当と認める場合は１年まで延長可）	貸付期間満了後６か月	10年以内	
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 （特別2,000,000）		６か月	６年以内 特別は７年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転居するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		６か月	３年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等
母子父子寡婦福祉資金	

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校　64,300 中学校　81,000 高等学校等 公立(自　宅)150,000 (自宅外)160,000 私立(自　宅)410,000 (自宅外)420,000 大学・短大等 公立(自　宅)420,000 (自宅外)430,000 私立(自　宅)580,000 (自宅外)590,000 大学院 公立　380,000 私立　590,000 修業施設 ※中学校卒業者 (自　宅) 150,000 (自宅外) 160,000 ※高等学校卒業者 (自　宅) 272,000 (自宅外) 282,000		６か月	20年以内 専修学校（一般課程）、就業施設 修業５年以内	修学資金と同様
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	330,000		６か月	５年以内	保証人有：無利子 保証人無：年1.0%

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>災害援護資金貸付金</td><td>
実施主体　市町村(特別区を含む。)が条例に定めるところにより実施する。
対象災害　自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合の災害とする。
貸付対象　対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
<table>
<tr><th>貸　付　限　度</th><th>利　率</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th><th>償還方法</th></tr>
<tr><td>①　世帯主の１ヶ月以上の負傷
1,500,000円
②　家財等の損害
ア　家財の3分の1以上の損害
1,500,000円
イ　住宅の半壊
1,700,000円
ウ　住宅の全壊(1の場合を除く)
2,500,000円
エ　住宅全体の滅失又は流失
3,500,000円</td><td>年３％以内で条例で定める率
(据置期間は無利子)</td><td>３年
(特別の事情がある場合は５年)</td><td>10年
(据置期間を含む)</td><td>半年賦
年賦
月賦</td></tr>
<tr><td>③　①と②とが重複した場合
ア　①と②のアが重複した場合
2,500,000円
イ　①と②のイが重複した場合
2,700,000円
ウ　①と②のウが重複した場合
3,500,000円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>④　次のいずれかの事由の１に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等
ア　②のイの場合　2,500,000円
イ　②のウの場合　3,500,000円
ウ　③のイの場合　3,500,000円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2補助　道 1/2補助
北　海　道 市　町　村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	道　10/10 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北　海　道 市　町　村	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする 貸付金原資の負担　国2/3　都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等
災害復興住宅融資	1　融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1)自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 (2)ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方 (3)年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方

年　収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率基準	30%以下	35%以下

(4)日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

2　融資条件

区　分		建　設	新築住宅購入	ﾘ･ｭｰｽ(中古)住宅購入	補　修
融資対象	住宅の規格等	居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
	住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
	築年数		申込日において竣工から２年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から２年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	
	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
融資限度額	基本融資額	建設資金　1,680万円 土地取得資金　970万円 整地資金　450万円	購入資金　2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金　2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金　740万円 整地資金　450万円 引方移転資金450万円
	特例加算額	建設資金　520万円	購入資金　520万円	購入資金　520万円	
返済期間	耐火 準耐火 木造 (耐久性) 木造 (一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内
	据置期間	３年以内			１年以内(返済期間に含む)
融資金利		建設・購入の場合	基本融資額　年0.45% 特例加算額　年1.35%		
		補修の場合	年0.45%		
		(令和２年９月１日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)			
受付期間		り災日から２年間			

取扱機関等	関係法令等	備　考
独立行政法人住宅金融支援機構　お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル　0120-086-353 又は 048-615-0420）	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等
災害復興住宅融資	1　融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1)自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている方 (2)ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方 (3)年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方

年　収	400万円未満	400万円以上
総返済負担率基準	30%以下	35%以下

(4)日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

2　融資条件

区　分		建　設	新築住宅購入	ﾘ･ｭｰｽ(中古)住宅購入	補　修
融資対象	住宅の規格等	居住室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
	住宅部分床面積	制限なし	制限なし	制限なし	
	築年数		申込日において竣工から２年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から２年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	
	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
融資限度額	基本融資額	建設資金　1,680万円 土地取得資金　970万円 整地資金　450万円	購入資金　2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	購入資金　2,650万円 (購入する住宅の敷地に係る権利を取得しない場合は、1,680万円が限度)	補修資金　740万円 整地資金　450万円 引方移転資金450万円
	特例加算額	建設資金　520万円	購入資金　520万円	購入資金　520万円	
返済期間	耐火 準耐火 木造 (耐久性) 木造 (一般)	35年以内	35年以内	35年以内	20年以内
	据置期間	３年以内			１年以内(返済期間に含む)
融資金利		建設・購入の場合	基本融資額　年0.45% 特例加算額　年1.35%		
		補修の場合	年0.45%		
		(令和２年９月１日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)			
受付期間		り災日から２年間			

取扱機関等	関係法令等	備　考
独立行政法人住宅金融支援機構　お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル　0120-086-353 又は 048-615-0420）	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 （災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。）
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後３年以内のもの ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族経営協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則５年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 （ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。）
	償 還 期 間	15年以内(うち据置き3年以内)
	貸 付 利 率	年1.35～2.05%（R7.12.18現在）

取扱機関	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によつて損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ｱ) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (ｲ) 被害林業者 (ｳ) 被害漁業者 (ｴ) 被害組合
	貸付限度額	以下のアとイのいずれか低い額 ア　市町村長が認定する損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額 イ　以下に定める額の範囲内で政令で定める額 （一般災害）被害農林漁業者　（個人）　3,500,000円 （法人）20,000,000円 政令で定める資金　（個人）　5,000,000円 （法人）25,000,000円 （激甚災害）被害農林漁業者　（個人）　4,000,000円 （法人）20,000,000円 政令で定める資金　（個人）　6,000,000円 （法人）25,000,000円 漁具購入　50,000,000円 被害組合　25,000,000円 （連合会50,000,000円）
	償還期限	6年以内（激甚災害法適用の場合7年以内）
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	①　被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ②　果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	以下のアとイのいずれか低い額 ア　貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ　１施設当たり3,000,000円（特認6,000,000円）
	償還期限	①15年（うち据置 3年)以内 ②25年（うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.60～1.20%（R6.10.21現在）
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設(水産施設、災害復旧))	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	１　貸付対象事業費×0.8 ２　漁船 1,000万円　その他施設 300万円 １及び２のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	1.35～2.20%（R7.12.18現在）

取扱機関等	関係法令等	備　　考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
林業基盤整備資金（造林（災害（復旧造林）））	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内(20年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.35～2.20%（R7.12.18現在）※貸付区分等により異なる
林業基盤整備資金(樹苗養成施設(災害（樹苗養成)))	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内(5年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.35～2.05%（R7.12.18現在）
林業基盤整備資金(林道(災害復旧))	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設(林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む)又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.35～2.20%（R7.12.18現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧))	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円)のいずれか低い額
	償還期間	15年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	1.35～2.20%（R7.12.18現在）
農林漁業施設資金(共同利用施設(災害復旧))	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内(3年以内の据置期間含む)
	貸付利率	0.60～1.20%（R6.10.21現在）

取扱機関等	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、但し、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率 3%

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の２倍(その額が2千万円に満たないときは2千万円)以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」</td><td>・目的
災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。
・融資条件
<table>
<tr><td>融資対象</td><td colspan="2">１　災害の影響により中小企業信用保険法第２条第５項に基づく「特定中小企業者」又は同法第２条第６項に基づく「特例中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等
２　地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>設備資金</td><td>運転資金</td></tr>
<tr><td>融資金額</td><td>８，０００万円</td><td>５，０００万円</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td colspan="2">10年以内（据置２年以内）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td colspan="2">［固定金利］　　［変動金利］
５年以内　年１．０％　　年１．０％
10年以内　年１．２％　　（融資期間が３年超の場合選択可）</td></tr>
<tr><td>担保・償還方法</td><td colspan="2">取扱金融機関の定めによる</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td colspan="2">北海道信用保証協会の保証が必要。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会	中小企業総合振興資金融資要領	

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>勤労者福祉資金</td><td>
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>中小企業等で働く方</th><th>非正規労働者の方</th><th>季節労働者の方</th><th>離職者の方</th></tr>
<tr><td>融資対象者</td><td colspan="2">・育児・介護休業中の方も含む
・前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方(ただし、北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合は前年の総収入が150万円以上の方)</td><td>・２年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方
・前年の総所得が600万円以下の方
・前年の総収入が150万円以上の方</td><td>・企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方
①雇用保険受給資格者
②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td colspan="3">医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費</td><td>医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含む)、冠婚葬祭、一般生活費</td></tr>
<tr><td>融資金額</td><td colspan="3">120万円以内</td><td>100万円以内</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td colspan="2">8年以内
（育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）</td><td>8年以内</td><td>5年以内
（6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td colspan="2">年1.60%</td><td colspan="2">年0.60%</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="4">元利均等月賦償還及び半年賦併用可</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>取扱金融機関の定めによる</td><td colspan="3">北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

	内容・資格・条件等
目　　的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。
法適用の要件	(1) 対象となる自然災害 ① 災害救助法施行令第１条第１項第１号又は２号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る） における自然災害 ※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり （合併した年と続く5年間の特例措置） (2) 支給対象世帯 上記の自然災害により ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
支援金の支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる （※　世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金） ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（支給対象世帯①に該当）	解体（支給対象世帯②に該当）	長期避難（支給対象世帯③に該当）	大規模半壊（支給対象世帯④に該当）
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

申請窓口	関係法令等	備　　考
市町村	被災者生活再建支援法	(1)申請時の添付書面 ①基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (2)申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内 ②加算支援金：災害発生日から37月以内